



— 会員の自由な投稿のひろば —  
なぜ今「教育勅語」なのか  
～新文科相発言に考える～

運営委員 内藤 真治

これまでも政治家や右派言論人の一部に『教育勅語』の中にもいいことが書いてある」とか「最高の道德規範だ」などと発言して積極的に称揚する声がありました。

しかし第4次安倍改造内閣の文部科学大臣が就任記者会見で「教育勅語には使える部分が十分にある」として、現代的にアレンジして教えていく考えを「検討に値する」と語ったとなると、話は違います。教育行政のトップに立つ人の発言となれば、無責任な立場の人がする妄言のように聞き逃すわけにはいきません。そもそも「教育勅語」とはどういうものか、文科相発言のどこが問題なのか、を考えてみたいと思います。

### 教育勅語（正式には「教育ニ関スル勅語」）

朕惟フニ 我ガ皇祖皇宗 国ヲ肇ムルコト宏遠ニ 徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ 我カ臣民 克(よ)ク忠ニ 克ク孝ニ 億兆心ヲ一ニシテ 世世厥(そ)ノ美ヲ濟(な)セルハ 此レ我カ 国体ノ精華ニシテ 教育ノ淵源亦実ニ此(ここ)ニ存ス

爾(なんじ)臣民 父母ニ孝ニ 兄弟ニ友ニ 夫婦相和シ 朋友相信シ 恭儉己ヲ持シ 博愛衆ニ及ホシ 学ヲ修(おさ)メ 業ヲ習ヒ 以テ智能ヲ啓発シ 徳器ヲ成就シ 進テ公益ヲ広メ 世務ヲ開キ 常ニ国憲ヲ重シ 国法ニ遵ヒ 一旦緩急アレハ 義勇公ニ奉シ 以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

是ノ如キハ 独り朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス 又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラシ 斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ 子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所 之ヲ古今ニ通シテ謬(あやま)ラス 之ヲ中外ニ施シテ悖(もと)ラス 朕爾臣民ト俱ニ 拳拳服膺(けんけんふくよう)シテ咸(みな)其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾(こいねが)フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

前段では記紀神話の肇国（国の始まり）と国体の精華が「教育ノ淵源」と説き、中段に12の徳目を連ね、後段では、中段の教説を「皇祖皇宗ノ遺訓」であり、古今東西に通用する道であるとしてその遵守を説いています。

筆者は昭和18年度の国民学校入学（2年前からヒトラーのフォルクス・シューレ＝国民の学校にならって小学校は「国民学校」と名を変えていた）ですが、敗戦までの2年半、儀式のたびに校長先生の読み上げる教育勅語を聞いて育ちました。

「チンオモーニ ワガコーソコーソー クニヲハジムルコトコーエンニ トクヲタツルコトシンコーナリ ワガシンミン ヨクチューニ ヨクコーニ……」

子どもには難しくてさっぱりわかりません。直立不動で私語はおろか咳をすることもはばかられる緊張は「ギョメイギョジ」で終わります。途端に式場全体にズズーっと鼻水をすすり上げる音が鳴り響いたものです。「ギョメイ」とは天皇の名前、「ギョジ」とは天皇のハンコのことだとはずっと後になってから知りました。わけはわからなくとも頭をたれて謹聴することで《天皇陛下の有難さ》が身に沁みついていたのかもしれない。

## 「現代風にアレンジ」とは 一育鵬社版『新しい日本の歴史』の場合

当時でも難しかった漢語だらけの文章、現代語訳しなければとても理解できないでしょう。大日本帝国憲法や教育勅語を高く評価している教科書（櫻井よしこ氏や八木秀次氏が推薦）がその一部（前記原文の4～7行目）を次のように「現代語訳」しています。

「国民は、両親には孝行をつくし、兄弟とは仲良く、夫婦はたがいに親しみ、友人とは信じ合い、自分つつしみ深く、人々には博愛をもって接しなさい。学業を修めて知能を高め、高い人格をつくり、進んで社会に貢献して法律を守り、もし、国や社会に危急のことがおきたならば、正義と勇気をもって公（おおやけ）のために働き、永久に続く祖国を助けなさい。（一部要約） [原文のまま]

「父母ニ孝ニ 兄弟ニ友ニ」に始まる徳目の部分ですが、最後が「永久に続く祖国を助けなさい」となっているのは明らかにゴマカシです。本来の意味は「天皇のために命を捧げよ」であり、親に孝行も兄弟仲良くもすべては最後の「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に収れんしていくからです。全体の文脈を見ずに一部分だけ取り上げて「いいことも書いてある」とするのは誤りですし、親孝行や友情の大切さを説くのに、わざわざ「教育勅語」を持ち出さねばならぬ理由もわかりません。

このほか、「日本会議」の前身「日本を守る会」が子ども向けに発行、幼稚園などで無償配布した絵本『たのしくまなぶ 12のちかい 〈教育勅語から〉』では「……非常事態の発生の場合は、真心を捧げて、国の平和と、安全に奉仕しなければなりません」とあって、天皇のテの字も出てこないのです。

### いつ、何のために「教育勅語」を出したのか

1889（明治22）年に「大日本帝国憲法」が「臣民」に下し与えられ、そこでは天皇の統治権（第1条）と神聖不可侵（第3条）などが規定されました。

しかし憲法に書いただけでは充分とは言えません。人々は日々憲法の条文を意識しながら生活しているわけではないからです。《憲法の精神》を国民の心の中に定着させるためには教育の力が必要でした。

そこで憲法制定の翌年に教育勅語です。憲法と教育はセット、車の両輪でした。「天皇の私的顧問」として明治天皇の絶対的信頼を得ていた儒学者・元田永孚（もとだ ながざね）と伊藤博文のブレン・井上毅（いのうえ こわし）の合作で起草した教育勅語は、学校での儀式のたびに「奉読」されて、幼児期から子どもたちの心に《天皇制国家思想》を刷り込む上で大きな役割を果たしたのでした。

### 敗戦後に「教育勅語」は・・・・・・・・

戦後も「徳目には普遍的価値がある」としてその存続を主張する意見もありましたが、1948（昭和23）年6月19日、衆議院は勅語の根本理念が「主権在君並びに神話的国体観に基づいている事実は明らかに基本的人権を損ない且つ国際信義にも反する」として、全会一致で「排除」を決議、同日参議院も「失効確認」を決議しました。

それから70年、私たちは《亡霊》の復活を許せますか？

「主権在民」「基本的人権の尊重」を謳った日本国憲法と車の両輪の関係にあったのが47年の「教育基本法」です。第1次安倍内閣はその改悪からスタートしたのです。